

# 世界経済の構造変化と 労働組合運動



群馬大学名誉教授

さいとう たかお  
齊藤 隆夫

編集部から与えられたテーマは「世界の状況変化と社会的反撃の動き」であるが、世界経済の構造変化の主要な3要因、経済のグローバル化、新自由主義的構造改革、新興国経済の急成長の3つをとりあげ、それらに対する労働組合運動の対応状況を紹介して、責を果たしたい。

## 1 経済のグローバル化と労働組合運動

### (1) 経済のグローバル化をどう捉えるか

もともと資本主義的生産様式は世界市場を前提として成立したが、欧州の幾つかの国で確立したそれは原料の輸入・それを加工した商品の輸出をつうじて一層多くの国を経済的相互依存関係の中に組み入れた。だが、自由競争段階の世界経済の相互依存関係は主として商品の輸出・輸入によるものであったのに対し、20世紀以降の帝国主義段階になると先進資本主義国の輸出にとって資本の輸出が決定的な役割を持つに至る。それは資源

の確保や商品輸出の拡大を保証する役割を果たすのである。しかし、この時期の資本の輸出は主に国債等への間接投資であり、利子の取得が目的であったのと異なって、1960年代以降アメリカの巨大企業が対外直接投資に乗り出した。この動きは70年代には西ヨーロッパ企業に、さらに80年代に入ると日本企業に広まった。直接投資の対象国も先進工業国から80年代以降には発展途上国に広がった。それは各国の巨大企業が厳しい国際競争に促されつつ、市場拡大、安価な労働力の利用、資源の安定的確保のために採らざるを得なかった途であった。資本主義は今日の段階において、市場拡大、安価な労働力、資源等の諸要因を考慮した世界最適地生産体制を築くに至ったのである。その結果、資本主義経済が生み出す諸国民の相互依存関係が生産の場にも達したという点にこそ、経済のグローバル化の今日の特徴があると言えよう。

### (2) 産業の空洞化=先進国企業の工場海外移転に対する運動

上述のような経済のグローバル化は安価な労働力を求める先進工業国企業の工場海外移転の動き

を絶えず生み出す。ここでは、先進工業国のなかで今日でも強い輸出競争力を保持しているドイツの例を見てみたい。

ドイツ（ニュルンベルク）のAEGはスウェーデンの多国籍企業 Electrolux の傘下にある洗濯機等家電製品の製造工場である（従業員は約1700人）。05年秋、Electrolux は、同工場を閉鎖し生産活動をポーランドに移す計画を発表した。生産拠点を高賃金国から低賃金国へ移転させるという同コンツェルンの方針によるものであった。

計画に直面してIGメタルとAEG事業所委員会は、会社提案の緊縮政策に譲歩してでも工場の存続をめざすこと、万が一にも閉鎖が決定された場合には、大幅な「社会協約」の締結を要求することを確認した。10月5日の警告スト、それ以降も続いた抗議行動、組合の就労提案を拒否しての自然発生的集会のあと、組合が求めたのは「社会協約」要求交渉であった。それは、(a) 会社都合の解雇を行わず、「社会計画」にもとづく「雇用会社」（企業と連邦雇用機関の出資による職業訓練と職業紹介機能を持つ会社）の設置、(b) 53歳以上の者に対し年金受給時まで賃下げなしで賃金を支払うなどの要求を含んでいた。だが、交渉は決裂し、組合はスト権集約の全員投票を実施した。組合員958人中923人、96%の賛成（75%で適法）でスト権は成立し、組合は、翌年の1月20日以降無期限ストに入った。

この間、連邦政府、州政府、地元ニュルンベルグ市当局は事態の打開のため積極的に介入した。州経済相は「Electrolux 指導部が、従業員の譲歩提案、連邦・州およびニュルンベルク市の努力にもかかわらず、このような厳しい決定をしたのは遺憾だ」と述べた。

ストライキが続行中の2月末、労使はバイエルン州経済相らの仲介で最終的な交渉に臨み、社会協約が締結された。それは次のようなものだった。(a) 2007年までに工場を閉鎖する、(b) 解雇通告を受ける従業員は、1年期限で「雇用会社」へ移管される、(c) 53歳以上の者には繰り上げ退職制が適用され、年金受給時まで79～85%の賃金相当額が支給される。協約締結を受けて、組合はストを解除した。工場の海外移転問題について、ドイツのこのたたかいが我々に教示するのは何か。それは何よりも96%という圧倒的多数で無期限ストに取り組んだ労働者と労働組合の決然たる姿勢である。結果的には工場は閉鎖されたとはいえ、最低限の生活防衛という組合の本来の機能が発揮されたのである。また、このたたかいで特徴的なことは、企業と連邦政府の共同出資による「雇用会社」の設立に見られるように、企業と政府に一定の社会的責任を遂行させたことであろう。

ドイツでは、2010年にも、GMの子会社、ドイツ・オペルの工場閉鎖＝韓国への移転に反対する運動が起こっている。会社側は、1月、ベルギーで操業する工場を閉鎖するとともに、欧州全体で約5万人の従業員のうち8300人を解雇する計画を発表した。ニック・ライリー最高経営責任者は「閉鎖はビジネス環境の厳しい現実の一部だ」としていた。解雇予定のうちにはドイツの4000人も含まれていた。労働組合は「閉鎖は一方的で道理がない」と抗議し、工場を閉鎖するなど行動を強めた。欧州労連（36カ国、83組織が加盟）や欧州金属労組同盟も「欧州社会モデルの基本原則への挑戦だ」と抗議した。

ドイツ政府など欧州各国は自国のオペル工場維

持や雇用確保のため資金援助を約束したが、会社側はこれを受け入れなかった。オペルの労働者は欧州の各地で国境を越えた抗議行動を展開し、5月21日、オペルの従業員と親会社のGMが、雇用維持のため、新小型車モデルに投資を進めることで合意する。従業員も資金拠出に同意した。この事例では、多国籍企業の工場閉鎖・解雇の動きに対し、従業員の国際的共同闘争が実現していることに注目したい。多国籍企業を相手とするたたかひの場合、当然とはいえ、単なる連帯ではなく共同闘争が必要となるが、欧州ではそれが大衆的規模で取り組まれているのである。

### (3) 新興国進出企業における労働条件 規制の運動

経済のグローバル化のもとでは、企業は新興国や発展途上国へ安価な労働力、貴重な資源を求めて進出するのだから、劣悪な労働条件・資源の濫用をもたらすことが多い。新興国等の政府も、資本進出を促すため、それを許容しがちである。こうした問題に労働者・労働組合はどのように対応しているのであろうか。国際的にも注目された日本のスズキ自動車との合弁企業マルティ・スズキ(MSIL、インド)の事例を見てみたい。

MSILは自動車製造・販売でインド全体の4割を占める同国最大の自動車企業である。新自由主義政策路線をとるマンモハン・シン政権および工場のあるハリアナ州政府ともMSIL支援の立場である。MSILの根本問題は、会社側が労働組合の結成を認めず、インドの労働慣行を無視した日本式労務管理をおしつけ、労働者の要求に耳を傾けないことにあった。グルガオン・マネサール工場の労働者は、2010年、「マルティ・スズキ従業

員組合(MSEU)を結成したが、会社、ハリアナ州政府労働局ともにこれを認めないだけでなく、会社は御用組合の「選挙」を一方的に行なった。

労働条件も劣悪なものであった。マネサールの従業員3000人のうち半数は「契約労働者」で、若い正規工の月収が1万7000～1万8000ルピーなのに、契約工は6000～7000ルピー程度であるという。地方出身の契約工は「天井には扇風機、壁には電灯と備え付けの棚。3メートル四方ほどの部屋にある目ぼしい家財道具は卓上コンロと鍋、フライパンくらい」と言われるような部屋で、3～4人がコンクリートの床に敷物を敷いて雑魚寝する(「朝日新聞」2012年8月19日付)。

労働者のたたかひは、2011年に爆発した。6月の13日間に及ぶストライキにつづき8月から9月にかけて33日間、10月には14日間にわたるストライキが行なわれた。CITU(インド労組センター)やAITUC(全インド労組会議)など左派系ナショナルセンターだけでなく、他のセンター労組も支持を表明、ホンダ・インドなど日系企業も含む65の企業の労働者が支援のたたかひにたちあがり、時限ストを行なうなど地域ぐるみの大規模なたたかひとなった。10月17日には、全ハリアナ州から州政府機関の労働者、主要企業の労働者など1万人がグルガオンに集結し、デモが行なわれた。こうしたたたかひの結果、10月21日、会社側はほぼ全面的に不当労働行為の停止、解雇した労働者・契約労働者の職場復帰を認めざるをえなくなった。

労働者の日系企業の労働条件に対する不満は他のアジア諸国でも広がっている。2012年7月20日付「朝日新聞」によれば、「今年だけでも、ベトナムにあるキヤノンの工場ですトが起き、日系企

業が多く立地するインドネシアの工業団地でも労働者のデモが発生。中国では昨秋、シチズン時計の生産委託先である部品工場でストが起き、2週間ほど生産が止まった」。先進国企業が進出する新興国・発展途上国でも、経済成長とともに労働者の要求は高まらざるを得ず、労働条件改善の動きは今後も止むことはないだろう。その際、重要なことは労働組合の自主的で・健全な発展である。ILO（国際労働機関）は中核的労働基準として同一報酬、雇用及び職業における差別待遇禁止など8つの条約を掲げているが、その中には「結社の自由及び団結権」が含まれている。ILOは国際機関として、ある国に条約の批准を強制する権限を持たないが、批准を促進する仕組みを持っている。ILO憲章「19条報告」と「22条報告」である。前者は、ある国に対しある条約を批准していない場合、その理由を報告させる仕組みであり、後者は批准した条約にその国の実情が反していないかを報告させるものである。ここで重要なのは政府の提出するこれら報告に対し、労働組合側が意見を述べることである。つまり、ILOにおいては自主的で・健全な組合の存在こそが条約の批准を促進する拠り所なのである。この意味で、会社側の御用組合設置の攻撃を乗り越えて、広範な労働者の支援の下で自主的労働組合結成を成し遂げたインド、マルティ・スズキの動きは大きな歴史的意義をもつと言えよう。

## 2 新自由主義的構造改革とのたたかい

1980年代のケインズ主義的福祉国家の行き詰ま

りのあと、「小さな政府」、「サプライサイドエコノミックス」の理念を掲げて登場した新自由主義的経済政策は、国有企業の民営化、社会保障・社会福祉の削減、労働市場の規制緩和などを進めることによって、経済・社会構造を大きく変えてきたが、ここでは労働市場の規制緩和、福祉国家危機（特に欧州連合（EU）諸国の財政危機）、労使関係の変貌の3つの問題を取り上げてみたい。

### (1) 労働市場の規制緩和

2000年に入ってから4～5%と、欧州の同規模の国より低い状態が続いていたイギリスの失業率は、09年、経済危機の影響で7.6%に上昇した。失業者数も250万人近くとピークに達した。とりわけ若者の失業率が高く、20歳前後では18%にも上昇した。10年には雇用労働者数は前年よりわずかに増えたが、この増加をもたらしたのはパートタイム労働者だった。フルタイム労働者は約2124万人から約2120万人に減少していた。これらは、政府の進めた解雇規制緩和、非正規雇用促進政策の帰結である。

例えば、TUC（イギリス労働組合会議）が05年に発表した報告書によると、イギリスの約60万人の派遣労働者に対する権利保障は、ポーランドやスロベニアのそれよりも弱く、欧州で最低の保護水準になっていた。病気休暇や年金がなく、不当解雇から保護されず、職業訓練の機会からも排除されている。労働党ブラウン政権は、11年には、労使紛争を専門に扱う「雇用裁判所」の訴訟システムを企業に有利に改悪しようとした。不当解雇の申し立てができるのに必要な就労期間は現在1年だが、政府は2012年4月から2年に延長す



ると発表、また、2013年からは敗訴した場合には返金されない前払い金の支払いを新たに義務付け、訴訟を「有料化」するという。いずれも、労働者による訴訟を抑制し、短期雇用を促進しようとする措置である。

こうしたなか、2011年には、派遣先労働者と同等の権利が保証される派遣労働者規則が施行されるなど、労働組合のたたかきも一定の前進を見せているが、ここでは、失業、貧困の広がりの中で起こったロンドン暴動にふれたい。

2011年8月、ロンドン北部で警官が29歳の黒人青年を射殺した事件をきっかけに、国内各地で暴動が拡大した。暴動は8月6日から5日間におよび、5人が死亡、最大1万5000人が加わり、4000人を超える人々が逮捕された。政府が任命した「コミュニティ・暴動被害者委員会」がまとめた暫定報告書によれば、暴動参加者の9割が男性で、74%が24歳以下の青年だった。18歳以上の成人のうち40%が、長期疾病などによる就労困難者向けの給付などを政府から受けていた。10歳から17歳までの少年のうち42%が、貧困家庭の子どもたち向けの無料給食を提供されていた。報告は、暴動の背景にある問題について、「不公正感、無力感、機会の欠如感が彼らの心に重くのしかかっていた。かれらは、社会との結びつきをもたなかった」と指摘した。新自由主義的労働・社会政策は、イギリスにおいても、労働組合の手の届かないところで、暴動に立ち上がらざるをえない状況に多くの人々を追い込んでいるのである。

## (2) 産業別労働協約による労働条件 規制緩和の動き

産業別労働協約は、言うまでもなく、同一産業

内での労働条件を均一に定め、それを守らせることによって、企業が他企業との競争に有利になるため自企業の労働条件を引き下げのを防止する機能をもっている。同一産業内の企業間競争に労働者が巻き込まれるのを防ぐのである。こうした機能を持つ産業別労働協約システムは欧州諸国で歴史的に形成されてきたが、いま、それを崩そうという動きが幾つかの国で生まれている。ドイツ、イタリア、スペイン、ポルトガルなどがそれである。ここでは、イタリアの事例について触れてみたい。

2009年1月、政府と工業家連盟の提案した労働協約制度改定案が、CGIL（イタリア労働総同盟）の反対にもかかわらず、他の二大ナショナルセンター、CISL（イタリア労働組合連盟）、UIL（イタリア労働同盟）の賛成で成立した（以下、「09年協定」）。CISL、UILの賛成の理由は、経済のグローバル化による国際競争の激化であった。CGILは「工業家連盟と政府の真の目標は労働者の労働給付条件を交渉する権利を論議に付すことだ。産業別全国協約に基づくシステム、市場に拘束を課す手段としての協約をなくす意図が見られる」（FIOM書記長、M.ランディーニ）として反対した。改定は次のような内容からなっていた。(a) 産業別協約の例外事項を企業協約によって定める、(b) イタリアの労働協約システムは産業別協約と企業または地域協約の二段階からなっていて、後者は産業別では扱いきれない企業・地域レベルの特殊性を考慮した協約を結ぶことになっているが、この企業・地域協約締結を義務的なものでなくする、(c) 賃金引き上げ交渉で基準とされる物価上昇率算出率の変更など。

ナショナルセンター間の対立・分裂のもと、産

業部門別交渉においても徐々に「09年協定」にそった産業別協約が広がり、FIAT などでは産別協約不適用の動きが強まる一方、対立・分裂状態に対する下部労働者の批判（電機通信、食品、化学などの部門では「09年協定」に沿わない統一協約が締結された）、指導部レベルでの歩み寄りの動きも広がっていき、2011年6月、工業家連盟と三大総同盟の間で、労働協約システムの新ルールに関する「協定」が結ばれた。

新協定は、労働条件決定における産業別全国協約の優先性を確認している。それは同一産業内であるかぎり、何処の企業で働いていても、共通の賃金・就業規則面での待遇の確実性を保証する労働者保護システムの核心であるというのである。企業・地域レベルの交渉は産業別全国協約や法律によって託された問題で行なわれる。イタリア労働組合運動は2009年以来数年にわたるたたかいによって、労使関係と協約システム改悪の流れを阻止し、産別協約の役割を維持したのである。

### (3) 緊縮政策反対・格差是正のたたかい

新自由主義的経済政策は、資本（とりわけ投機的資本）の活動を放任・後押しすることによって、格差と貧困を拡大する一方で、欧州諸国では財政危機を口実として緊縮政策を強めた。田中宏氏は、2000年から2007年にかけて、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドにおいて「ユーロ採用前よりも採用後の方が財政赤字幅を維持か縮小させている。もし周辺諸国政府の財政危機がユーロシステムによる浪費のために発生したとすると、ユーロ採用後の99年以降財政赤字が拡大しているはずだが、そうはなっていない」と

述べている。今日の緊縮政策は新自由主義的政策なのである。

緊縮政策は、EU 各国で、年金受給年齢の引き上げ、医療・教育予算の削減、失業保険給付の最長受給期間の短縮、公務員の削減ないしは非正規職員への置き換えなどの政策を実施・計画しているが、それに対し EU 諸国の労働者・労働組合は大規模な激しい反対運動を展開した。1974年以来最大のゼネストを含む数次のストライキに立ち上がったギリシャをはじめとして、3年ぶりに三大労組が統一して3時間ストを実施したイタリア、24時間のゼネストを打ち抜いたポルトガル、過去30年で最大の規模と報じられたイギリス公務員の年金改悪反対のストライキなどがそれである。だが、ここでは、近年の欧州における特徴的な社会的動きに注目したい。

それは、既存の労働組合とは直接の組織的かわりを持たない市民・青年層の動きである。彼らは、国によって要求内容もさまざまであるが、ほぼ共通して、格差拡大と貧困の広まりに抗議して、富裕層への増税を求めた。例えば、イギリスでは、<sup>ばくだい</sup>莫大な利益をあげているにもかかわらず、税金逃れをしている企業や富裕層に対して適切な負担を求め、庶民への増税や公的サービスの削減に反対する「アンカット」運動と呼ばれる運動が広まっている。それは、初め、2010年10月、ロンドン北部イズリントンのパブに集まったわずか12人の市民によって結成された。グループは、ツイッターやフェイスブックで運動を組織し、携帯電話などの多国籍企業、銀行などの税金逃れを告発し、店舗や事務所の占拠、座り込みを行なった。

イタリアでは、2011年4月、多様な組織が結集

して“われわれの時代は今だ”というスローガンを掲げた集会が行なわれた。安定した仕事・家族・住宅を持つことを展望し得ない青年層が「もはや我慢したり、待っていたりする時ではない」として声を挙げたのである。集会を企画・組織したのは「港湾不安定労働者委員会」、「大学不安定就業者委員会」等の小さな組織を立ち上げた青年たちであった。CGILの支援・支持はあったが、それとは別の組織であった。「委員会」は、11月、最初の全国集会を開催し、安定した雇用、社会保険加入、結婚し子どもを持てる権利の保障などの要求をまとめ首相との会談を求めた。

同様の市民・青年層による草の根からの社会運動は、スペイン、フランス、ベルギーなどでも起こっている。また、短期の投機的金融取引への課税や大資産への課税など新しい形の富裕層税が提案・実現されたのも新しい動きである。こうした草の根からの動きも含めた格差是正と緊縮政策反対の動きが、フランスにおける社会党政権の誕生につながったのである。

### 3 新興国経済の急成長・影響力の増大と労働組合

#### (1) 新興国経済の急成長・影響力の増大

中国、インド、ブラジルなどいわゆる新興国は1990年代以降、一貫して高い経済成長を果たしてきた。近年でも、図表1に見られるように、ブラジルの2009年を除けば、先進国に比して格段の成長率を見せている。なかでも、中国の成長率は著

しい。2008年=9.6%、09年=9.2%、10年=10.3%、11年=9.6%と二桁近い成長率を記している。その結果、図表2に見られるように世界のGDPに占める新興国と途上国を合わせた比率も2012年には、50%に達し、2016年には53.8%と、過半を占めると予測されている。いまや、世界経済はその半ば以上を新興国と途上国における生産・サービス活動に依存するようになろうとしているのであり、なかでも中国は、アメリカを抜いて世界トップの経済国になろうとしているのである。中国の世界経済における影響力増大がどのような形で現れるのか、注目される。

しかも、今日、東アジアにおいて、日本、中国、韓国、台湾、ASEAN（東南アジア諸国連合）間の生産ネットワークが形成されていると言われている。「生産要素の集約度が異なる各国が工程間分業を行ない、それぞれが効率的に生産できる財を取引しあうもの」という。角田氏によれば、「中国以外の国・地域がそれぞれ技術集約度の異なる中間財を（中略）生産し、これを中国に輸出し、中国においてこれを最終財に加工するというものである。（中略）したがって、このネットワークにおいて中心に位置するのは、中間財を組み立てて最終財に完成し、完成した最終財を実際に消費する消費地に仕向ける役割を演じている中国であるということになる」。

#### (2) 中国の労働問題と組合

こうした高成長を支えた労働者はどのような状態に置かれているのであろうか。中国の都市産業労働者の主体は農民工（出稼ぎ労働者は63%）である。彼らは第二次産業就業者の57.6%、加工製

図表1 国・地域別GDP成長率・寄与度の推移

(単位: %)

	2008年		2009年		2010年		2011年(予測)	
	伸び率	寄与度	伸び率	寄与度	伸び率	寄与度	伸び率	寄与度
米国	0.0	0.0	△2.6	△0.5	2.8	0.6	2.8	0.5
EU27	0.7	0.2	△4.1	△0.9	1.8	0.4	1.8	0.4
ユーロ圏	0.4	0.1	△4.1	△0.6	1.7	0.3	1.6	0.2
英国	△0.1	△0.0	△4.9	△0.2	1.3	0.0	1.7	0.0
日本	△1.2	△0.1	△6.3	△0.4	3.9	0.2	1.4	0.1
東アジア	7.0	1.3	5.8	1.1	9.3	1.9	8.0	1.7
<b>中国</b>	9.6	1.1	9.2	1.1	10.3	1.3	<b>9.6</b>	1.3
韓国	2.3	0.0	0.2	0.0	6.1	0.1	4.5	0.1
ASEAN	4.4	0.2	1.4	0.1	7.5	0.3	5.4	0.2
<b>インド</b>	6.2	0.3	6.8	0.3	10.4	0.5	<b>8.2</b>	0.5
オーストラリア	2.6	0.0	1.3	0.0	2.7	0.0	3.0	0.0
中南米	4.3	0.4	△1.7	△0.1	6.1	0.5	4.7	0.4
<b>ブラジル</b>	5.2	0.1	△0.6	△0.0	7.5	0.2	<b>4.5</b>	0.1
中東欧	3.2	0.1	△3.6	△0.1	4.2	0.1	3.7	0.1
<b>ロシア</b>	5.2	0.2	△7.8	△0.3	4.0	0.1	<b>4.8</b>	0.1
中東・北アフリカ	5.1	0.2	1.8	0.1	3.8	0.2	4.1	0.2
サブサハラアフリカ	5.6	0.1	2.8	0.1	5.0	0.1	5.5	0.1
世界	2.9	2.9	△0.5	△0.5	5.0	5.0	4.4	4.4
参考								
先進国	0.2	0.1	△3.4	△1.8	3.0	1.6	2.4	1.2
開発途上国	6.1	2.7	2.7	1.2	7.3	3.4	6.5	3.1

(出所)「経済」No.196

造業では68%、建築業では80%を占めていると言われている。だが、彼らの労働条件は劣悪である。賃金は同じ仕事をしている都市労働者の半分ないしは3分の1で、住環境でも待遇は良いとはいえない。雇用主から宿舍を供給されている農民工は約半数で、約42%は住宅手当も支給されていない。年金保険、失業保険、医療保険への加入率はそれぞれ7.6%、3.9%、12.2%に止まっている。週当たりの勤務時間は平均58.4時間で、労働法が規定する44時間を超過する農民工は89.9%に達している。労働争議は、2008～09年、約70万件とそれ以前に比して倍増する傾向を見せていたが、2010年には日系を含む外資系企業で労働争議が多発した。その多くで主導的立場にあったのは農民工であった。

近年の労働争議急増の背景としては幾つかの要因が挙げられる。一つは、「収入格差や労働者の不満の高まりを受けて、中国共産党や政府が長年にわたり中国の経済発展を支えてきた低賃金の労働力が牽引する経済発展モデルを見直し、労働者の権益保護を重視する方向に姿勢を転じたこと」である。例えば、2008年1月に施行された「労働契約法」は派遣労働契約の期間を2年以上とすること、使用者側が労働者との間で雇用開始から満1年を迎えるまでに書面での労働契約を締結しないときは当該契約を「期間の定めのない」雇用契約とみなすなど、労働者側に有利な法律であった。同年には、労働争議の仲裁申し立てを労働者側に有利にする「労働争議調停仲裁法」も施行された。

もう一つは、80年代生まれの農民工(新世代)の意識が60年代生まれのそれとは違っていることである。新世代の農民工は、地元への送金のため

図表2 世界のGDPに占める主要国・グループの比率の推移

(単位: %)

	1990	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2012	2016
中国	3.9	5.7	7.1	9.5	10.1	11.0	11.7	12.9	13.6	15.1	18.0
米国	24.7	22.9	23.5	22.3	21.7	21.0	20.4	19.9	19.5	18.7	17.7
EU	28.7	26.0	25.0	24.0	22.7	22.3	21.8	21.1	20.4	19.5	17.6
日本	9.9	8.7	7.6	6.8	6.6	6.4	6.2	5.9	5.8	5.5	4.9
NIES4	2.9	3.4	3.6	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.9	4.0	3.9
ASEAN5	2.9	3.4	3.1	3.3	3.4	3.4	3.5	3.5	3.6	3.7	3.9
先進国	69.2	63.9	62.8	58.6	57.4	56.1	54.7	53.1	52.1	50.0	46.2
新興国及び途上国	30.8	36.1	37.2	41.4	42.6	43.9	45.3	46.9	47.9	50.0	53.8

(出所) 図表1に同じ。

に劣悪な環境を耐えるという親世代の考え方とは異なり、「都市の生活を体験して、夢を追いかける傾向にある。テレビやインターネットなどを通じて得られる海外や中国都市部の生活に強い憧れを抱いており、そのような生活を得たいという願望が強い」のである。

共産党主導の労働者権益の保護に問題がないわけではない。それは中国の労働組合 = 中華全国「総工会」の問題である。「総工会」は、2010年に多発した労働争議では、ストライキを静観するかもしれない。むしろ事態の収拾を図ったと言われている。「総工会」は中国の社会体制のもとで、労働者の権利・主張を取りまとめて企業側に伝え、交渉す



る役割を担っているのであるが、それが十分に果たされていないのである。こうした中国の労使関係の問題性は、今後形成されるであろう東アジア共同体における労使対話、労働者の権利保障のあり方に強い制約を与えらると思われる。

### (3) インド労働組合の動向

90年代に登場したマンモハン・シン政権は、グローバル化の進行とともに新自由主義的経済政策を加速化させ、さまざまな労働・社会問題を深刻化させた。インドでは労働力総数4億200万人のうち9割はインフォーマル・セクターで働いているといわれ、そのほとんどは契約労働あるいは日雇い労働など非正規雇用である。民営化の促進により勤労市民と一部の富裕層の間の格差の増大など社会的不公平も生まれている。

インドの労働組合は、ナショナルセンターが基本的に政党別に形成され、いくつにも分かれている。そのなかで、マルティ・スズキでのたたかひに見られるようにナショナルセンター間の共同と連携が強まっているのが近年の特徴である。その一つの要因として、政府与党系のINTUC（インド全国労働組合会議）が政府の経済・労働政策への批判を強めてきていることが挙げられる。各センターが共通して要求しているのは、最低賃金制の見直し（生活できる最低賃金への毎年の調整、月額1万ルピーの保障）、契約労働者への同一賃金支払い、社会保障制度の充実などである。こうした動きは、政党に従属しない自主的労働組合運動の発展という意味での前進を示している。

インドはILO条約のうち第87号（結社の自由及び団結権保護条約）、第98号（団結権及び団体

交渉権条約）ともに未批准であるが、それを含めてILOの中核的条約の早期批准でも、各センターは立場をともしており、中国とともにアジアの経済成長において主導的立場にあるインドの労働組合が、「社会的アジア」形成に向けて、積極的役割をはたすことが期待される。

### 結びにかえて

世界経済の構造変化は労働組合運動に新たな地平を切り開くことを求めているように思われる。

一つは、国際的労働条件規制の問題である。いまのところその手段としてはILOと「国際枠組み協約」がある。前者についてはすでに述べた。後者の「国際枠組み協約」とは国際金属労連などの国際産別組合が多国籍企業との交渉で、雇用における差別禁止・団結権・団体交渉権などの保証を協定し、その権利を進出先諸国の労働者にも保証するものである。EU諸国の多国籍企業を相手とする協約はすでに実現しているが、わが国の多国籍企業相手ではほとんど実現されていない。わが国企業のASEAN諸国への進出を考えると、わが国労働組合が切り開くべき新しい領域の一つである。

もう一つは、様々な形の富裕者増税（企業の内部留保への課税も含めて）を研究・提案・実現することによって、所得再分配機能を強めた福祉国家構築のため運動することである。財政赤字をかかえるEU諸国では、緊縮反対だけではなく、こうした反転攻勢がフランスを先頭にすでに始まっている。

最後は、労働組合運動として職場・産業・地域で労働条件改善のため活動するという固有の課題を追求しつつも、新自由主義政策による格差拡大と貧困の深刻化に抗して立ちあがり始めた草の根の市民・青年層の社会運動との連帯・協同はどのような形で可能かを模索し、実践することである。労働組合が今日置かれている困難な状況を打開する道はこうした新しい地平に踏み込むことによってこそ開かれると筆者には思われる。

#### 引用・参考文献

田中宏「欧州統合の到達点と経済危機の構図」、『経済』、

No.202

角田取「中国の経済大国化と東アジア」、『経済』、No.196

横塚仁士「中国の労働問題とCSR」、大和総研

筒井晴彦「世界の労働組合運動と国際枠組み協約」、『経済』、No.201

尚、本稿の叙述の多くは『世界の労働者のたたかい』各年号（全労連国際局編集・発行）に拠っている。

さいとう たかお 1941年生まれ。群馬大学名誉教授。労働運動総合研究所常任理事、同国際労働研究部会責任者。専門：イタリアの労働組合。著書：『戦後イタリア労働組合史論』（御茶ノ水書房、1999年）など。